



「ももたろう基金」助成

岡山県内における「平成30年7月豪雨災害」に対する支援寄付基金 助成

第9次・第10次【災害支援・復興助成】 募集要項

この助成事業は、災害復旧支援のために設置された「ももたろう基金」への寄付を原資に実施されています。寄付が原資の助成であることを踏まえ、被災地のニーズをとらえた活動を対象としています。

※第9次募集と第10次募集は同じ内容になります。申請時期が違います。

◆目的

平成30年7月に岡山県内で発生した、大雨による災害支援活動を行う県内団体等の支援活動や活動復旧に対する助成を行うことで被災地の復興を目指す。

◆対象となる事業

「平成30年7月豪雨災害」に対して岡山県内の団体（支部含む）が実施する支援活動経費

特に下記のテーマが対象となります。

- ・被災者の孤立防止につながる取り組み
- ・みなし仮設や仮設住宅などでのコミュニティ形成や支援に関する取り組み
- ・子ども・障がい者・高齢者の居場所づくりやケアにつながる取り組み
- ・被災者やボランティアの医療・福祉の支援に関する取り組み
- ・女性や子ども等、災害弱者を守るための取り組み
- ・被災地復旧に継続してボランティアを実施および派遣する取り組み
- ・その他、申請団体が被災地ニーズを把握しており、必要となる取り組み

◆対象となる経費(対象外の経費)

- ・事務局人件費も含めて活動継続に必要な経費はすべて対象となります。
(ただし株式会社等の人件費は対象となりません。事業実施に最低限の必要経費のみ対象)
(また県外から活動に来るための交通費は、特別な場合以外は認められません。)
- ・活動終了後、団体の資産計上につながる費用(備品等)については事前に相談ください。
- ・拠点整備を目的とした事業は対象となりません。ただしD I Yなどの簡易な工事の資材費は対象となる場合もあります(事前相談ください)。

◆対象団体、助成金額

【対象団体】岡山県内に事務所(支部を含む)を置き、応募条件(下記参照)を満たすNPO法人、社会福祉法人、任意団体など
(法人格の有無は問わないが、規約等があり、団体情報が開示されていること)

【助成金額】20～50万円程度

※1団体で原則1事業の申請となります。

※特別の理由がある場合は、上記金額以上の申請も可能。ただし事前に算出根拠を明らかにし、協議してください。

◆選考方法

選考委員会において、書類および必要に応じてヒアリングによる選考。

《選考の視点》

- ・(必要性)被災地のニーズを反映したのか、またニーズ把握ができているか
- ・(事業効果)助成事業の実施が被災地支援や復興に効果的なものかどうか
- ・(実行力)実施体制がととのっているか、実施に対して強い思いがあるか
- ・(資金管理)寄付が原資の基金が適正に活用されるか、金額が妥当か

◆助成募集期間 ※第9次と第10次で異なりますご注意ください

募集期間(第9次): 2019年6月10日(月)～2019年8月30日(金) 17時まで ※必着

・下記事務局までメール、郵送、FAXのいずれかの方法により提出のこと。

※事業の実施期間は原則として2019年9月1日～2020年3月31日までとする。

募集期間(第10次): 2019年9月2日(月)～2019年10月31日(木) 17時まで ※必着

・下記事務局までメール、郵送、FAXのいずれかの方法により提出のこと。

※事業の実施期間は原則として2019年11月1日～2020年3月31日までとする。

◆応募条件

- ①岡山県内に事務所（支部含む）をおく団体
- ②団体の情報公開を促進していく趣旨から、日本財団公益コミュニティサイトCANPANに登録し情報公開すること（★3以上の情報公開）に同意し、実施していただける団体（または、すでにCANPANへの登録・情報公開を行っている団体・申請時の公開有無は問わない。）
※ただし団体の体制や実行力は審査の対象となるため、CANPAN登録もなくHP等がない場合は、団体概要が分かる資料を事前提出すること
- ③被災地支援のため、現地にて支援活動を実施予定または実施中の団体
または被災地に事務所や活動拠点があり、被災により停止した活動再開を目指す団体
- ④助成実施後に活動報告の提出と公開への同意をいただける団体

◆事務局及び申請先

公益財団法人 みんなでつくる財団おかやま 「ももたろう基金 事務局」

〒700-0026 岡山県岡山市北区奉還町3丁目15-8 奉還町第一ビル第11号

TEL:086-239-0329 FAX:086-899-6329 E-Mail info@mintuku.jp URL <http://www.mintuku.jp/>

申請にあたっては、Q&Aを必ず確認のこと

◆Q&A

Q. 助成金の支払時期は？ 報告書への領収書の添付は必須ですか？

A. 助成決定後、予算書の合意を行い、助成金を支払いします（一部支払いの場合もあり）。

原則として、報告書には領収書の写しなど支払根拠が分かるものを添付の必要があります。事業の内容によっては領収書の添付が必要ない場合もありますが、提出を求めない領収書についても団体で保管ください。

Q. 人件費は対象となりますか？

A. 事業実施に必要な経費は人件費も含めて対象となります。

ただし株式会社など営利活動を行っている団体は、営利を目的としない活動であっても人件費は対象となりません。活動に必要な最低限の経費のみ対象となります。

また NPO であっても、人件費は一般的に無報酬で行っている事業や、従前は無報酬で行っている事業の人件費は対象となりません。

Q. 対象とならない経費にはどのようなものがありますか？

A. 拠点整備を目的とした事業は、DIY などの簡単な工事の資材以外は対象となりません。

その他、事業終了後に団体の資産計上されるような備品の購入については対象となりません。ただしその意義が明確である場合や、助成期間後も災害復興支援に活用されることが明確である場合には対象となります。

対象経費や事業内容については事前にご相談いただくことがのぞましいです。

申請から事業実施までの流れ
(タイムフローチャート)

流れ	詳細スケジュール
申請募集 (申請書提出)	第9次・第10次のそれぞれの締切まで メール、郵送、FAX のいずれかで提出
▼	
受付	申請書受付後、事務局から メールおよび電話にて連絡
▼	
審査	必要に応じてヒアリングを行います。 第9次 9月開催 第10次 11月開催
▼	
採択通知	第9次 9月下旬 第10次 11月下旬 ※全団体に郵送、採択団体には必要に応じて電話連絡
▼	
事業実施	2020年3月31日までに申請した事業を実施 (延長や延期がある場合は事前に事務局に相談ください)
▼	
活動内容 途中経過報告	SNSなどでの寄付者に対する報告 (継続事業は、みんつくへ最低1か月に一度は報告)
▼	
報告書提出	提出期限: 事業終了後概ね1ヶ月以内
▼	
寄付者への報告	事業をまとめて、随時事務局から実施

※助成金の支払いは口座振替になります。
事前支払いが必要な場合は、事務局と協議ください。

目的の変更は認められませんが、事業内容(内容・費目等)が
変更の場合にも事務局にご相談ください。